

令和6年第3回敦賀市議会定例会議案目録

議 案 番 号	事 案 名	備 考
B議案第 5 号	敦賀市議会ハラスメント防止条例制定の件	

B 議案第 5 号

敦賀市議会ハラスメント防止条例制定の件

敦賀市議会ハラスメント防止条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

提出者	敦賀市議会議員	三田村	峻
賛成者	同	橋 本 彬	穂
同	同	北 條	正

敦賀市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳の趣旨を踏まえ、敦賀市議会議員（以下「議員」という。）間のハラスメント及び議員から市職員（以下「職員」という。）に対するハラスメントを防止することで、議員と職員にとって良好な環境を確立し、業務の適正、効率化と市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する行為をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせる行為をいう。
- (3) 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務（議員としての活動を含む。）することができないこと等に関する言動又は妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により他の者の勤務環境を害する行為をいう。
- (4) 介護に関するハラスメント 介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により他の者の勤務環境を害する行為をいう。
- (5) アウティング 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害する行為をいう。

2 この条例において「市職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3

項第1号から第2号まで、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員との間において生じたハラスメントについて適用する。

（議員の責務）

第4条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から指摘を受けたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。

（議長の責務）

第5条 議長は、議員によるハラスメントについて相談又は申立て（以下「申立て等」という。）を受けたときは、迅速に当該申出に係る事実関係を把握し、必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項の事実関係の把握を行うために必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する者に調査を行わせることができる。

3 議長は、ハラスメントに当たる行為が確認されたときは、当該議員に対する指導又は注意、当該議員の氏名の公表その他必要な措置を講じるものとする。

4 議長は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。

（議長職務の代行）

第6条 議長が申立て等の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに申立て等の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

（プライバシーの保護等）

第7条 議員は、ハラスメントによる被害者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、当該ハラスメントに関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

新たに敦賀市議会ハラスメント防止条例を制定したいので、この案を提出する。